



令和 8 年 7 月 14 日

報道機関 各位

「第 4 次上田市障がい者基本計画」並びに「第 8 期上田市障がい福祉計画」及び「第 4 期上田市障がい児福祉計画」策定について、斉藤市長が諮問します

第 4 次上田市障がい者基本計画（令和 9～14 年度）について

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項により、上田市における障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進を図るために策定し、上田市が実施する障がい者施策の基本的な計画として位置付けられます。6 年を 1 期として策定されます。また、上田市総合計画及び上田市地域福祉計画を上位計画とし、市の定めるその他の計画との整合性と調和を図りつつ、障がいのある人に関する施策を総合的に推進するものです。

第 8 期上田市障がい福祉計画・第 4 期上田市障がい児福祉計画（令和 9～11 年度）について

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保等について定める計画で、上述の上田市障がい者基本計画との整合を図ります。3 年を 1 期として策定されます。

障がいに対する理解や共生社会の実現に向けての取組みの促進及び住み慣れた地域で安心して生活が送ることのできる支援体制の構築を目指し策定する計画です。

【日 時】 令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 1 時 30 分から

【場 所】 上田市役所本庁舎 2 階 202・203 会議室

【協議事項】 ・第 4 次上田市障がい者基本計画、第 8 期上田市障がい福祉計画、
第 4 期上田市障がい児福祉計画の概要について
・策定スケジュールについて
・現行計画の検証について

上田市は「SDGs 未来都市」です。



上田市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

本件に関する問合せ先

上田市 福祉部 障がい者支援課

課長 上田 （担当者 大木・横沢）

Tel. 0268-23-5158